令和5年度沖縄地方最低賃金審議会 第1回沖縄県最低賃金専門部会

日 時 : 令和5年7月20日 (木) 15:00~

場 所 : 那覇第2地方合同庁舎1号館 共用大会議室(2階)

議事次第

- 1 部会長及び部会長代理の選出
- 2 議題等
- (1) 沖縄県最低賃金専門部会運営規程案について
- (2) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について (確認)
- (3) 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会の審議日程について
- (4) 沖縄県最低賃金の決定(改正決定)に係る関係労働者及び関係使用者の 意見聴取について
- (5) 事業場実地視察について
- (6) 参考人聴取について
- (7) その他

令和5年度沖縄地方最低賃金審議会 第1回沖縄県最低賃金専門部会資料一覧

| 1 | 令和5年度沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会委員名 | 名簿等 |
|---|---------------------------------|------------|
| | | P 1 ∼P 2 |
| 2 | 沖縄県最低賃金の改正決定について (諮問) (写) | |
| | | P 3 ∼P 4 |
| 3 | 沖縄地方最低賃金審議会運営規程等 | |
| | | P 5 ∼P10 |
| 4 | 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程 (案) | |
| | | P11~P12 |
| 5 | 令和5年度沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会日程語 | 計画 |
| | | P13~P18 |
| 6 | 沖縄県最低賃金の決定(改正決定)に係る関係労働者及び関係使用者 | 舌の意見聴取等 |
| | | P19~P22 |
| 7 | 沖縄県最低賃金専門部会令和5年度事業場実地視察計画表 (案) | |

P23~P24

8 年度別実地視察事業場名簿

P25~26

9 年度別参考人名簿

P27~28

10 参考資料 中央最低賃金審議会 第2回目安に関する小委員会資料

P29~P166

11 業務改善助成金交付決定実績等一覧

P167

令和5年度沖縄地方最低賃金審議会 沖縄県最低賃金専門部会委員 名簿

| | | 氏 | 名 | | 現職 |
|---------|------------|---------------------------|-----------------------------------|----------------|---------------------------|
| 公益 | <u></u> | 注 溯 | تهر بد | 子 | 沖縄国際大学法学部教授 |
| 代表 | # # | 袋 | 秀 | かつ 勝 | 弁 護 士 |
| 委員 | 城 | # T | tt j | l | 公認会計士・税理士 |
| 労働 | 石 | かわ | 修 | 治 | 連合沖縄副事務局長 |
| 労働者代表委員 | *** | 納 | *** 治 | 信 | UAゼンセン沖縄県支部長 |
| 委員 | TA MR | 喜名 | 朝 | かず 和 | 沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長 |
| 使用 | 親 | かわ | 進 | Ĭ: | 沖縄県商工会連合会 専務理事 |
| 使用者代表委員 | 佐 | 人 本 | かず 和 | 代 | 沖縄県中小企業団体中央会 総務部長兼総務課長 |
| 委員 | † | it. | カン す * | 雄 | 沖縄県経営者協会 専務理事 |
| 備考 | * | 発令年月日 任期満了日 委員の配列は4 | 令和 5 年 7 月2 沖縄県最低賃金 外側五十音順と | を専門部会 | ☆が廃止されるまでの間 ます |

沖縄地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者推薦に関する公示

沖縄労働局一般公示5-90号

最低賃金法(昭和34年法律137号)第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、最低賃金の決定(改正決定)に係る専門部会委員を任命したいので、沖縄県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの団体を含む。)は、下記「沖縄地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和5年7月3日

沖縄労働局長 西川昌



記

沖縄地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、沖縄県の区域内で事業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、沖縄県の区域内で事業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法(昭和22年法律120号)第38条の各号のいずれにも該 当しないもの。

3 推薦手続き

- (1)推薦方法 推薦に当たっては別紙推薦書により、それぞれ推薦すること。
- (2) 推薦締切日 令和5年7月18日(火)17時
- (3)推薦書の提出先 沖縄地方最低賃金審議会事務局(沖縄労働局労働基準部賃金室) 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎1号館3階 (電話番号 098-868-3421)



沖労発基0703第1号令和5年7月3日

沖縄地方最低賃金審議会

沖縄労働局長 西川 昌登

沖縄県最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、沖縄県最低賃金(昭和55年沖縄労働基準局最低賃金告示第1号)の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2023(同日閣議決定)に配意した、貴会の調査審議を求める。

沖縄地方最低賃金審議会運営規程

(目的)

第1条 沖縄地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事運営に関し、最低賃金法及 び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

- 第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働 局長(以下「局長」という。)又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表 委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき会 長が招集する。
 - 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項 及び希望期日を少なくとも当該期日の7日前までに、会長に通知しなければならない。
 - 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知する ものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席等)

- 第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信 により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項に おいて同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。
 - 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及 び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に通知 しなければならない。
 - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知 しなければならない。

(会議における発言)

- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
 - 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障 を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれが ある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが ある場合には、会長は会議を一部非公開とすることができる。
 - 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員 2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、議決書又は答申書などを局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。
- 附 則 この規程は令和5年7月3日から施行する。

最低賃金法(抜粋)

(最低賃金の原則)

- 第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金 (一定の地域ごとの最低賃金をいう。)は、あまねく全国各地域について決定さ れなければならない。
 - 2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の 賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
 - 3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低 限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する ものとする。

(地域別最低賃金の決定)

第 10 条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

(地域別最低賃金の改正等)

第 12 条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

(会長)

- 第24条 最低賃金審議会に会長を置く。
 - 2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
 - 3 会長は、会務を総理する。
 - 4 会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

(専門部会)

- 第 25 条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を 調査審議させるため、専門部会を置くことができる。
 - 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。
 - 3 専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。
 - 5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定につい て調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係 労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

(政令への委任)

第 26 条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は政令で 定める。

最低賃金審議会令 (抜粋)

(組織)

- 第2条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18人とする。
 - 2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15人とする。

(委員の推薦)

- 第3条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会 (以下「審議会」という。)の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命し ようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補 者の推薦を求めなければならない。
 - 2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があった候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかったときは、この限りでない。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集する。
 - 2 審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び 公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることが できない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すると ころによる。

(最低賃金専門部会)

- 第6条 最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会の委員の数は、9人以内とする。
 - 4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。
 - 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
 - ※ 沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県最低賃金の改正について、最低賃金審議会令第6条第 5項を適用する。

但し、多数決の場合は直ちに(当日又は翌日)審議会を開催し議決する。

なお、故意に発効を遅らすようなことが生じた場合は、改めてこの運用を検討する。

(雑則)

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

最低賃金法施行規則(抜粋)

(関係労働者及び関係使用者の意見)

第 11 条 都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正に若しくは廃止の決定について地 方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく法第 25 条第 5 項の規定によ り当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようと する関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべ き旨を公示するものとする。

沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程

(目的)

第1条 沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営に 関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定め るものである。

(構 成)

第2条 専門部会の委員の数は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人の 計9人とする。

(会議の招集)

- 第3条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、沖縄 労働局長(以下「局長」という。)又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委 員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき部会長が招集する。
 - 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項 及び希望期日を、少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならな い。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なく とも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

(実地調査並びに参考人意見聴取)

第4条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員 による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定 し、その意見を聞くことが出来る。

(委員の欠席等)

- 第5条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。
 - 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及 び第3項(第6条第6項において準用する場合を含む)に規定する会議への出席に含める ものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通 知しなければならない。
 - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通 知しなければならない。

(会議における発言)

- 第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。 (会議の公開)
- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を一部非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置を とることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会 長の指名した委員2人が署名するものとする。
 - 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、書面により沖縄地方最低賃金審議会会 長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 専門部会は、沖縄県最低賃金についてのすべての審議が終了し、本審の決議をもって、 これを廃止する。

(規程の改廃等)

- 第 11 条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行い、この規程に定めるもののほか、 専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。
- 附 則 この規程は令和5年7月20日から施行する。

令和5年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画(案)

資料5

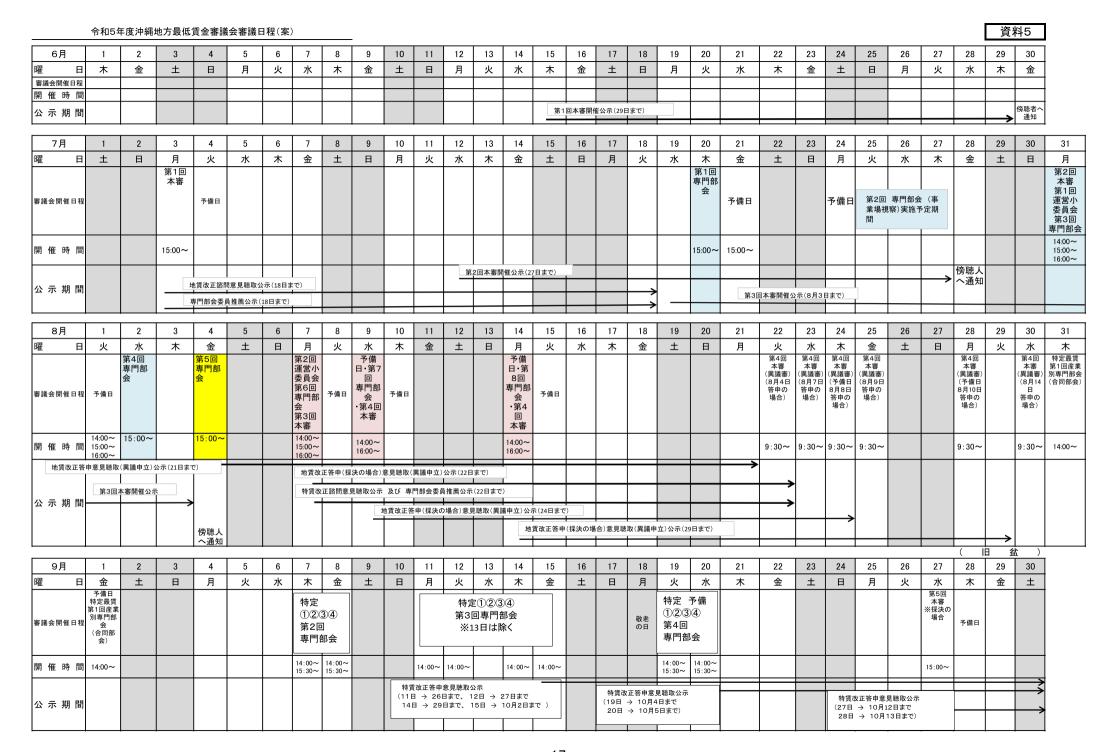
No. 1

| | | | | | | | | | | | | No. 1 | |
|---|----------------------------|----|-----------|--------------------|---------------------------------------|-------|-------|---------|------|-----|-----------------|---|-----------------|
| 番 | 月日 | 曜日 | | 沖縄地方最低 | 賃金審議会(本審) | | 運営小 | 、委員会 | 会 | | | 地域別最低賃金専門部会 | 備考 |
| 号 | 71 1 | 昨日 | 回数 | (公益調整) | 主 要 議 題 | 回数 | 主 | 要 | 議 | 題 | 回数 | 主 要 議 題 | I/H 2-5 |
| | | | | ○年間審議計画 | ○会長、会長代理選出 ○地域最賃改定諮問 | | | | | | | | |
| | 7. 3 | | 1回 | ○専門部会、運小役割分担 | ○地域専門部会の設置 ○令6条第5項適用 | | | | | | | | |
| 1 | (大会議室) | 月 | 15:00 | | ○運営小委員会の設置 ○年間審議日程計画 | | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | | | | |
| | 7. 3(月) | | 1.1.4±-7/ | -24-D) - [.]] - 2 | | | | | | | ± 00 ÷n / | A エロ の W 書かっ | 庁舎掲示板/HP |
| | ~7. 18(火) | | 地貨改止 | :諮問に対する労働者及び使用 | 月者からの意見提出に係る公示(7/3~7/18) | | | | | | 専門部会 | 会委員の推薦に係る公示(7/3~7/18) - | に掲示 |
| 2 | 7.20 (大会議室) | 木 | | | | | | | | | 1回 | ○(地域別)部会長、部会長代理選出 | |
| | 7. 25 | | | | | | | | | | 15:00 | ○実地視察・参考人聴取等の実施について | |
| 3 | ~7. 27 | 火~ | | | | | | | | | 2回 | ○(地域別)事業場実地視察 | 各側委員1名 |
| | (事業場) | 木 | | | | | | | | | 2 15 | ※左記期間において、影響率・未満率を考慮 し3業種事業場程度選定の上視察予定 | 事務局2名 |
| | 7. 31 | | 2回 | | ○中賃目安伝達 | 1 🗉 | ○委員長 | . 委員- | 長代理 | 選出 | 3 回 | ○実地視察結果 | |
| | ,, , , , | | | | ○最賃基礎調査結果報告 | | | | | | | ○参考人意見聴取(労使各1名程度予定) | |
| 4 | / I. A ※ ->\ | 月 | | | | | ○特定(函 | 호마() 티. | 任业台 | Ø. | | | |
| | (大会議室) | | 14:00 | | ○特定(産別)最賃改定の必要性について諮問 | 15:00 | 必要性 | | | 0) | 16:00 | | |
| | 8. 2 | | | | | | | | | | 4回 | ○(地域別) 額提示、調整 | |
| 5 | (大会議室) | 水 | | | | | | | | | 15:00 | | |
| | (八云磯至) | | | | | | | | | | 15.00 | | |
| | 8. 4 | | | | | | | | | | 5 回 | ○(地域別) 額調整、(結審) | |
| 6 | (大会議室) | 金 | | | | | | | | | 15:00 | | |
| | 8. 4(金) | | | | | | | | | | 地域最賃 | ■ 賃答申に対する労働者及び使用者からの | 庁舎掲示板/HP |
| | ~8.21(月) | | | | | | | | | | 意見提出 | 出に係る公示: 令6条第5項適用の場合) | に掲示 |
| | 8. 7 | | 3回 | | ○地賃専門部会報告(全会一致でなかった場合;採 決) | 2回 | ○関係人 | 意見聴 | 取(概 | 要書) | 6 回 | ○(地域別)額調整予備(結審) | |
| | (中会議室) | 月 | 16:00 | ○特定(産別)最賃専門部会 | ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について 運小の結果報告及び答申 | 14:00 | ○特定(産 | | | | 15:00 | | |
| 7 | | | | 役割分担、運営について | ○特定(産別) 最賃改定諮問(必要ありの場合) | | 性の有無に | こついて | てとりる | まとめ | 10.00 | | |
| | 8.7(月) ~ 8.22(火) | | | | からの意見提出に係る公示(採決の場合) | | | | | | (特定)県 (8/7~8 | 専門部会委員の推薦に係る公示 /22) | 庁舎掲示板/HP に掲示 |
| | | | 特定最賃 | 諮問に対する労働者及び使用者 | からの意見提出に係る公示(8/7~8/22) | | | | | | (0/1/~0 | T | (=1d\1) |
| | 8.22 (中会議室) | 火 | 4回 | | 異議審(8/4答申の場合) 異議申出内容にかかる審議 | | | | | | | | |
| 8 | 8.23 | 水 | 9:30 | | 異議審(8/7答申の場合) | | | | | | | | |
| | (中会議室) | | | | 異議申出内容にかかる審議 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | No. ∠ | |
|-----------------|--------------------------------|-------|-------|--------|--------|-------|------|----------------|----------|-----------|-----|------|----|--------|------------------|---|-----------------|
| 番号 | 月日 | 曜日 | | 沖縄地方最低 | 氏賃金審議: | 会(本籍 | 審) | | | | 運営/ | 小委員 | 会 | | 2 | 特定(産業別)最低賃金専門部会 | |
| 号 | Л | | 回 数 | (公益調整) | | 主 | 要 | 議 | 題 | 回 数 | 主 | 要 | 議 | 題 | 回数 | 主 要 議 題 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | (産業別合同部会) | |
| | 8,31 | | | | | | | | | | | | | | | ○部会長、部会長代理選出 | |
| 9 | 0.01 | 木 | | | | | | | | | | | | | 1 回 | ○実態調査報告 ○審議会部会日程調整 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 14:00 | (産業別資料説明) | |
| | (大会議室) | | | | | | | | | | | | | | | ◇新聞業 ◇自動車(新車)小売業 | |
| Ш | ., ., ., ., | | | | | | | | | | | | | | | ◇各種商品小売業 ◇糖類製造業 | |
| l l | 9. 7 | ١. | | | | | | | | | | | | | 2 回 | (産業別) ○額の提示 | |
| 10 | | 木 | | | | | | | | | | | | | 14:00 | ◇新聞業(14:00~) | |
| $\vdash \vdash$ | (大会議室) | | | | ļ | | | | | | | | | | 15:30 | ◇自動車(新車)小売業 (15:30~) | |
| ١,, | 9. 8 | | | | | | | | | | | | | | 2 回 | (産業別) ○額の提示 | |
| 11 | (1. 人参点) | 金 | | | | | | | | | | | | | 14:00 | ◇各種商品小売業(14:00~) | |
| \vdash | (大会議室) | | | | 1 | | | | | | | | | | 15:30 | ◇糖類製造業(15:30~)(産業別) ○額の調整 (結審) | |
| | 9.11 (大会議室) | 月 | | | | | | | | | | | | | 3回 | (産業別) ○観の調整 (結番) ◇新聞業 | |
| 12 | 9.11(月) | | | | 1 | | | | | | | | | | 14:00 | ★別回来 (新聞)答申に対する労働者及び使用者から | |
| | 9.11(月) ~26 (火) | | | | | | | | | | | | | | | 出に係る公示 (令6条第5項適用) | 庁舎掲示板/HP に掲示 |
| П | 9. 12 | ١, | | | | | | | | | | | | | 3回 | (産業別) ○額の調整 (結審) | |
| 13 | (中会議室) | 火 | | | | | | | | | | | | | 14:00 | ◇自動車(新車)小売業 | |
| 15 | 9. 12(火) ~9. 27(水) | | | | | | | | | | | | | | | (自動車) 答申に対する労働者及び使用者か 提出に係る公示 (令6条第5項適用) | 庁舎掲示板/HP に掲示 |
| П | 9. 14 | 木 | | | | | | | | | | | | | 3 回 | (産業別) ○額の調整 (結審) | |
| 14 | (中会議室) | | | | | | | | | | | | | | 14:00 | ◇各種小売業 | |
| 14 | 9. 14(木) ~9. 29(金) | | | | | | | | | | | | | | | (各種商品)答申に対する労働者及び使用者 見提出に係る公示 (令6条第5項適用) | 庁舎掲示板/HP に掲示 |
| | 9. 15 | 金 | | | | | | | | | | | | | 3 回 | (産業別) ○額の調整 (結審) | |
| 15 | (大会議室) | 715- | | | | | | | | | | | | | 14:00 | ◇糖類製造業 | |
| 10 | 9 15(金) ~ 10 2(月) | | | | | | | | | | | | | | | (糖類) 答申に対する労働者及び使用者から 出に係る公示 (令6条第5項適用) | 庁舎掲示板/HP に掲示 |
| | 9. 19、20 | 火 | | | | | | | | | | | | | 4 回 | (産業別)○額の調整(結審:予備日) | |
| 16 | (大会議室) | 水 | | | | | | | | | | | | | 14:00~ 15:30~ | 各業種 | |
| | 9. 27 | 水 | 5回 | | ○(産業別 | l) 額調 | 整、(採 | 決:予 | 備目) | | | | | | | | |
| 17 | (中会議室) | /1/ | 15:00 | | ※専門部会 | で結審し | に至らた | よかつ | た場合 | | | | | | | | |
| 11 | 9. 27(水) ~ 10. 12(木) | | | | | | | | | | | | | | | (各業種) 答申に対する労働者及び使用者か 提出に係る公示 | 庁舎掲示板/HP に掲示 |
| | 10. 3 | | (5回) | | 1 | | | | , , | 品小売業、糖類 | | | | | | | |
| 18 | (大会議室) | 火 | 9:30 | | 類)第3回 |]にて結り | 審の場合 | }) | | 9/12(自動車) | | | | /15 (糖 | T . | | |
| 10 | 10. 6 | | (5回) | | I | | | | | 品小売業、糖類 | | (予備) | 日) | | | | |
| 19 | (大会議室) | 金 | 9:30 | | 異議甲出内 | 容に係る | る番議 | 9/1 | 9又は20 第 | 勇4回結審の場合 | i) | | | | | | |
| 20 | 10. 13 | 金 | (5回) | | 異議審(各 | 業種) | (予定) | | | | | | | | | ※9/28結審の場合は10/16 開催(予備日) | |
| 20 | (大会議室) | 100 | 9:30 | | 異議 | 申出内线 | 容に係る | る審議 | (9/27 (各 | 業種) 結審の場 | 合) | | | | | | |

No. 3

| 番 | 月日 | 12日 | | 沖縄地方最低 | 賃金審議会 (本審) | | 運営/ | 小委員会 | 슬 | į | 特定(産業別)最低賃金専門部会 | |
|----|---------|----------|-------|--------|---------------------|----|-----|------|----|----|-----------------|--|
| 号 | Л | 唯口 | 回数 | (公益調整) | 主 要 議 題 | 回数 | 主 | 要 | 議題 | 回数 | 主 要 議 題 | |
| | | | | | ○令和5年度の審議会総括について | | | | | | | |
| 21 | 6. 3. 7 | | 6 旦 | | ○令和6年度産業別最低賃金申出意向確認 | | | | | | | |
| 21 | (大会議室) | / | 16:00 | | ○最低賃金専門部会の廃止について | | | | | | | |
| | | | | | ○その他 | | | | | | | |



| 10月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
|---------|---|----------|---|---------------------------|----------|---|---|---|---|---------------------------|----|----|-------------------------------------|----|----|--|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 曜 日 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | ± | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | ± | 日 | 月 | 火 |
| 審議会開催日程 | | | 第5回 本審 (異議審) ※第3回に て 一致の場合 | 第5回 本審 (異議審 予備日) | | 第5回 本審 (異議審) ※第4回 にて一致 の場合 | | | | 第5回 本審 (異議審 予備日) | | | 第5回 本審 (異議審) ※9/27採 決場合 | | | 第5回 本審 (異議審 予備日) ※9/28 採決場合 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開催時間 | | | 9:30~ | | | 9:30~ | | | | 9:30~ | | | 9:30~ | | | 9:30~ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公示期間 | | → | | | → | | | | | | | > | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 令和6年3月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
|---------|---|---|---|---|---|---|--------|---------|---|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 曜日 | 金 | 土 | П | 月 | 火 | 水 | 十 | 金 | ± | 日 | 月 | 火 | 水 | * | 金 | 土 | 田 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | Ħ | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | ± | 日 |
| 審議会開催日程 | | | | | | | 第6回本審 | 予備 日 | | | 予備日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開催時間 | | | | | | | 16:00~ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公示期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 【 答 申 別 最 短発効予定 | 答申分 | 公示日 | 異議申出 | 治締切日 | 異議 | Y am | 官報公司 | 卡予定日 | 発効う | 定日 |
|--------------------|-------|-----|-------|-------------|-------|-------------|-------|------|--------|----|
| 地 域 最 賃 | 8月2日 | 水 | 8月17日 | 木 | 8月18日 | 金 | 8月29日 | 火 | 9月28日 | 木 |
| (参考) | 8月3日 | 木 | 8月18日 | 金 | 8月21日 | 月 | 8月30日 | 水 | 9月29日 | 金 |
| | 8月4日 | 金 | 8月21日 | 月 | 8月22日 | 火 | 8月31日 | 木 | 9月30日 | ± |
| | 8月5日 | ± | 8月21日 | 月 | 8月22日 | 火 | 8月31日 | 木 | 9月30日 | ± |
| | 8月6日 | 日 | 8月21日 | 月 | 8月22日 | 火 | 8月31日 | 木 | 9月30日 | ± |
| | 8月7日 | 月 | 8月22日 | 火 | 8月23日 | 水 | 9月1日 | 金 | 10月1日 | 日 |
| | 8月8日 | 火 | 8月23日 | 水 | 8月24日 | 木 | 9月4日 | 月 | 10月4日 | 水 |
| | 8月9日 | 水 | 8月24日 | * | 8月25日 | 金 | 9月5日 | 火 | 10月5日 | 木 |
| | 8月10日 | 木 | 8月25日 | 金 | 8月28日 | 月 | 9月6日 | 水 | 10月6日 | 金 |
| | 8月11日 | 金 | 8月28日 | 月 | 8月29日 | 火 | 9月7日 | 木 | 10月7日 | ± |
| | 8月12日 | ± | 8月28日 | 月 | 8月29日 | 火 | 9月7日 | 木 | 10月7日 | 土 |
| | 8月13日 | 日 | 8月28日 | 月 | 8月29日 | 火 | 9月7日 | 木 | 10月7日 | ± |
| | 8月14日 | 月 | 8月29日 | 火 | 8月30日 | 水 | 9月8日 | 金 | 10月8日 | 日 |
| | 8月15日 | 火 | 8月30日 | 水 | 8月31日 | 木 | 9月11日 | 月 | 10月11日 | 水 |

| | 答申公 | 1元公 | 異議申出 | 締切日 | 異議 | 審am | 官報公示 | 予定日 | 発効う | 定日 |
|----|-------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|----|
| 賃 | 9月11日 | 月 | 9月26日 | 火 | 9月27日 | 水 | 10月11日 | 水 | 11月10日 | 金 |
| 考) | 9月12日 | 火 | 9月27日 | 水 | 9月28日 | 木 | 10月12日 | 木 | 11月11日 | ± |
| | 9月13日 | 水 | 9月28日 | 木 | 9月29日 | 金 | 10月13日 | 金 | 11月12日 | 日 |
| | 9月14日 | 木 | 9月29日 | 金 | 10月2日 | 月 | 10月16日 | 月 | 11月15日 | 水 |
| | 9月15日 | 金 | 10月2日 | 月 | 10月3日 | 火 | 10月17日 | 火 | 11月16日 | 木 |
| | 9月16日 | ± | 10月2日 | 月 | 10月3日 | 火 | 10月17日 | 火 | 11月16日 | 木 |
| | 9月17日 | 日 | 10月2日 | 月 | 10月3日 | 火 | 10月17日 | 火 | 11月16日 | 木 |
| | 9月18日 | 月 | 10月3日 | 火 | 10月4日 | 水 | 10月18日 | 水 | 11月17日 | 金 |
| | 9月19日 | 火 | 10月4日 | 水 | 10月5日 | 木 | 10月19日 | 木 | 11月18日 | ± |
| | 9月20日 | 水 | 10月5日 | 木 | 10月6日 | 金 | 10月20日 | 金 | 11月19日 | H |
| | 9月21日 | 木 | 10月6日 | 金 | 10月10日 | 火 | 10月23日 | 月 | 11月22日 | 水 |
| | 9月22日 | 金 | 10月10日 | 火 | 10月11日 | 水 | 10月24日 | 火 | 11月23日 | 木 |
| | 9月23日 | ± | 10月10日 | 火 | 10月11日 | 水 | 10月24日 | 火 | 11月23日 | 木 |
| | 9月24日 | 日 | 10月10日 | 火 | 10月11日 | 水 | 10月24日 | 火 | 11月23日 | 木 |
| | 9月25日 | 月 | 10月10日 | 火 | 10月11日 | 水 | 10月24日 | 火 | 11月23日 | 木 |
| | 9月26日 | 火 | 10月11日 | 水 | 10月12日 | 木 | 10月25日 | 水 | 11月24日 | 金 |
| | 9月27日 | 水 | 10月12日 | 木 | 10月13日 | 金 | 10月26日 | 木 | 11月25日 | ± |
| | 9月28日 | 木 | 10月13日 | 金 | 10月16日 | 月 | 10月27日 | 金 | 11月26日 | B |

沖縄県最低賃金の決定(改正決定)に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取 に関する公示

沖縄労働局一般公示5-89号

沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県最低賃金の決定(改正決定)について調査審議を行うため、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、沖縄県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって意見を述べようとする者は、その意見を記載した文書を令和5年7月18日(火)17時までに、沖縄地方最低賃金審議会(事務局:那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階 沖縄労働局労働基準部賃金室)あて提出されたい。

令和5年7月3日

沖縄労働局長 西川 昌 登



2023年7月18日

沖縄地方最低賃金審議会 御中



沖縄県最低賃金の決定に関する意見書

日本の最低賃金の地域間格差は最も不合理な仕組みです。同じ仕事をしているにもかかわらず発生する地域間格差を是正し、世界であたりまえの全国一律制に是正させることが必要です。そして、あまりにも低く抑えられている最低賃金の大幅な引き上げが必要です。私たち沖縄県労連が 2020 年に実施した最低生計費調査で、8 時間働いて普通に暮らせる賃金は那覇市在住 25 歳女性で時給 1662 円、男性で 1642 円以上必要であるとの調査結果がでました。これは、マーケットバスケット方式で一般的に持っている持ち物調査を行い、友人との交友、雑誌の購入、たまに旅行に行くなど普通に暮らすために必要な最低生計費はいくらか、などを算出したものです。県労連の上部団体である全労連の加盟組織が行った他都道府県での調査でも、最低生計費は時給 1500 円前後必要であることが明らかになっています。最低賃金は時給 1,500 円以上、全国一律の最低賃金制度とすること、これは先進国の常識となりつつあります。

すべての労働者とその家族に、健康で文化的な最低限度の生活を確保するために必要な賃金の最低額をどの地域で働いても等しく保障し、同時に、地域経済を活性化させ「国 民経済の健全な発展に寄与する」ことができるようにするために、全国一律最低賃金制 度に改めることが必要です。

現行法の地域最低賃金では、こうした目的を達成することはできません。前述したように、全労連の最低生計費試算調査の結果から必要な生計費の地域間格差はほぼないことが明らかになっています。しかし、最低賃金法では、①地域ごとに最低賃金が異なり格差が生じています。例えば、同系列のコンビニで同じ値段の商品を扱っていても賃金は地域毎、販売店ごとに差が生じています。その格差のベースとなる原因として、地域別の最低賃金があります。最高の東京都と最低の地域で219円(20%)もの格差が生じています。②時給の高い都市部に労働者が流入し、人口の大都市集中や地域経済の疲弊を招いています。③最低賃金法は、最賃決定の三要素「その地域の労働者の生計費、賃金水準、事業の支払い能力」を考慮して決めることになっています。地域別、ランク制である限り、支払い能力や経済状況が優先的に勘案されて最低賃金額が決められる傾向にあり、格差は拡大してきました。④最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な制度の格差となり悪影響となっています。こうした問題やひずみは、全国一律制で解消することが期待できます。

広がった地域間格差はあまりに大きく、全国一律の最低賃金を実現するには、様々なハードルがあるのも事実です。政府としての断固とした決断と財政支援が欠かせません。中小零細事業所の多い本県においては、「最賃が大幅に上がると大変」とお考えになる事業主も多くいらっしゃいます。「事業契約は4月なのに10月に最低賃金が上がるのは困る」との声も聞こえます。国の貧弱な中小企業対策のもとで、それは当然だと思います。

介護保険の対象とならない労働者も、労使合わせて賃金の28.19%が社会保険料として徴収されています。社会保険料の負担率に限らず、税負担の軽減、使い勝手の良い助成策の拡充など、国が抜本的な改善を行うことにより、最低賃金1500円の実現は可能です。「中賃資料によっても、賃金の引き上げが企業の業績にも好影響を与えることが実証された」と報道されています。

委員の皆様におかれましては、本県の最低賃金を労働者の生計費を賄うに必要な時間額1500円に引き上げるとする答申を行っていただくこと、併せて国に対し全国一律の最低賃金制度の創設、中小零細企業に対する支援の抜本的強化を強く要望していただくようお願い申し上げ、意見と致します。 以上



沖縄県最低賃金専門部会 令和5年度事業場実地視察計画表

令和5年7月25日(火)~27日(木)

| | 第 | 1 | 班 7月25日(火)11:00 | 第 | 2 | 班 | 7月27日(木)11:00 | 第 | 3 | 班 | 7月27日(木)15:00 |
|-----|----------------|----------------|----------------------|----------------|-----|----|---------------------|----------------|-------------|-----|----------------------|
| 事業場 | 事業内容 | | [飲食業] 与那原町 | 事業内容 | 容那輩 | | ・ホテル業〕 | 事業内容 | | [クリ | リーニング業] 部町 |
| 委員 | (公 (労 (使 | 益) 側) 側) | 上江洲委員 石川委員 調整中 | (公 (労 (使 | 益側側 |]) | 島袋委員 喜納委員 調整中 | (公 (労 (使 | 益 側 側 |) | 城間委員 照喜名委員 調整中 |
| | 事 | 務局) | 小池•宜間 | (事 | 務局 | 1) | 嘉数部長∙宜間 | (事 | 務局 |) | 小池•柴垣 |

年度別実地視察事業場名簿 (平成25年度~令和4年度)

| 年度 | | 平成25年 | | 平成26年 | | 平成27年 | | 平成28年 | | 平成29年 | | 平成30年 |
|----|---|------------------------|-----|---------------|----|---------------|----|-------------|---|-----------|---|-------------|
| | 1 | (事業場名省略) | 1 | (事業場名省略) | 1 | (事業場名省略) | 1 | 中止 | 1 | (事業場名省略) | 1 | (事業場名省略) |
| | | 石垣市 【木材木製品製造業】 | | 【自動車整備業】 | | 【ホテル・旅館業】 | | 【美容業】 | | 【クリーニング業】 | | 【自動車整備業】 |
| 事 | | 石垣市・竹富町商工会と 意見交換会含む | | 嘉手納町 | | 那覇市西 | | 那覇市 | | 宜野湾市 | | 浦添市 |
| 業場 | 2 | (事業場名省略) | 2 | (事業場名省略) | 2 | (事業場名省略) | 2 | (事業場名省略) | 2 | (事業場名省略) | 2 | (事業場名省略) |
| 名 | | 【自動車整備業】 | | 【食料品製造業】 | | 【木材木製品製造業】 | | 【ホテル・旅館業】 | | 【ホテル・旅館業】 | | 【ビルメンテナンス業】 |
| 所 | | 宮古島市 | | 糸満市 | | 豊見城市 | | 那覇市 | | 那覇市 | | 那覇市 |
| 在地 | | 宮古島市商工会議所 意見交換会含む | 3 | (事業場名省略) | 3 | (事業場名省略) | 3 | (事業場名省略) | 3 | (事業場名省略) | 3 | (事業場名省略) |
| | 3 | (事業場名省略) | | 【ホテル・旅館業】 | | 【食料品製造業】 | | 【食料品製造業】 | | 【飲食業】 | | 【食料品製造業】 |
| | | 【ガラス製品製造業】 | | 久米島町 | | 宜野湾市 | | 名護市 | | 浦添市 | | 西原町 |
| | | 名護市 | 久米 | ド島町商工会意見交換会含む | | | | | | | | |
| 年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | | | |
| | 1 | (事業場名省略) | (1) | (事業場名省略) | 1 | (事業場名省略) | 以下 | 、文書ヒアリングのみ | | | | |
| | | 【食料品製造業】 | | 【食料品製造業】 | | 【クリーニング業】 | 1 | (事業場名省略) | | | | |
| | | 那覇市 | | 那覇市 | | 浦添市 | 【食 | 料品製造業】浦添市 | | | | |
| 事 | 2 | (事業場名省略) | 2 | (事業場名省略) | 以下 | 、文書ヒアリングのみ | 2 | (事業場名省略) | | | | |
| 業場 | | 【卸売業】 | | 【ホテル業】 | 1 | (事業場名省略) | 【社 | :会福祉施設】那覇市 | | | | |
| 名 | | 浦添市 | | 那覇市 | 【ク | リーニング業】西原町 | 3 | (事業場名省略) | | | | |
| 所 | 3 | (事業場名省略) | | | 2 | (事業場名省略) | 【そ | の他の小売業】恩納村 | | | | |
| 在地 | | 【警備業】 | | | [t | ゛ルメンテナンス業】那覇市 | 4 | (事業場名省略) | | | | |
| | | 那覇市 | | | 3 | (事業場名省略) | 【ホ | テル企画運営業】那覇市 | | | | |
| | | | | | 【ク | リーニング業】那覇市 | 5 | (事業場名省略) | | | | |
| | | | | | 4 | (事業場名省略) | 【そ | の他の小売業】浦添市 | | | | |
| | | | | | 【食 | 料品製造業】糸満市 | | | | | | |

年 度 別 参 考 人 名 簿(平成25年度~令和4年度)

| 年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 労 | (氏名省略) | (氏名省略) | _ | (氏名省略) | (氏名省略) | (氏名省略) | (氏名省略) |
| 働 | | | | | | | |
| 者 | 社会福祉施設関連労組 | 各種商品小売業労組 | | 各種商品小売業労組 | 各種商品小売業労組 | 労働福祉関連業 | 労働福祉関連業 |
| | 執行委員長 | 中央執行委員長 | | 中央執行専門部局長 | 中央執行専門部局長 | 事務局長 | センター長 |
| 側 | | | | | | | |
| 使 | (氏名省略) | (氏名省略) | (氏名省略) | (氏名省略) | (氏名省略) | (氏名省略) | (氏名省略) |
| 用 | | | | | | | |
| 者 | ビルメンテナンス業 | 化学製品製造業 | ビルメンテナンス業 | 道路旅客運送業 | ビルメンテナンス業 | 化学製品製造業 | ビルメンテナンス業 |
| | 常務取締役 | 取締役業務部長 | 常務取締役 | 総務部長 | 代表取締役 | 統括取締役 | 取締役総務部長 |
| 側 | | | | | | | |

| 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | | |
|-------------|-----------|-----------|-----------|--|--|
| 労 | (氏名省略) | (氏名省略) | (氏名省略) | | |
| 働 | | | | | |
| | 労働福祉関連業 | 労働福祉関連業 | 労働福祉関連業 | | |
| 者 | センタ一長 | センター長 | センター長 | | |
| 側 | | | | | |
| 使 | (氏名省略) | (氏名省略) | (氏名省略) | | |
| 用 | | | | | |
| | ビルメンテナンス業 | ビルメンテナンス業 | ビルメンテナンス業 | | |
| 者 | 代表取締役 | 代表取締役 | 代表取締役社長 | | |
| 側 | | | | | |